

最近の対外経済問題と我が国の対応

1. 世界経済の動向

第2次石油危機のデフレ効果とインフレ抑制のための引締め政策の影響等により、1980年から3年余りの長期不況に突入した世界経済は、米国を皮切りにして83年以降回復に転じた。しかしながら、2度の石油危機が世界経済に与えた影響は、様々な構造的問題として各国経済に残存している。従って、今回の景気回復も、(1)全体としてその回復力が弱い、(2)地域的なばらつきが顕著である、といったような特徴があり、累次のサミット宣言に見られるように、現在の景気回復を如何にしてバランスのとれた「持続的成長」につなげていくかが現下の世界経済の課題となっている(資料1)。

すなわち、先進国においては、日・米が順調な景気回復を示す反面、欧州は回復に遅れが見られる、欧州各国は依然として高い失業率に悩んでいる、米国の大幅な財政赤字と高金利が将来の見通しを不透明にしている、等の問題があり、また開発途上国においては、累積債務問題解決のため緊縮政策を強化している、等の動きが見られる。

2. 保護貿易主義的傾向の持続と保護主義ロールバック

世界経済が、全体的に回復基調にあるとはいえ、上記の特に、等の問題を抱えていることから、景気停滞期に台頭した保護貿易主義的動きは今なお持続する傾向を示している。すなわち先進国においては、82年10月にフランス政府がVTRの輸入通関を内陸ボワチエの税関一カ所に限定するという「ボワチエ事件」をはじめとして、ガット枠内、枠外での様々な保護主義的動きが見られる(資料2)。

また開発途上国・共産圏においても、対外ポジション改善のため緊縮政策をとっており、カウンターパチエスをはじめとするカウンタートレードへの傾斜が最近目立つところである。

このような保護貿易主義の蔓延に対して、83年5月のOECD閣僚理事会は保護主義の巻き返し(ロールバック)につき合意し、続いて84年5月の閣僚理事会ではその第1段階としてまず、東京ラウンド合意に基づき86年に予定されている関税引下げを例外なしに1年繰り上げること等が合意された(第2段階としては、貿易制限・貿易歪曲措置のセクター別スタディ等を行うこととなっている)。

3. 対日貿易不均衡と対日批判

一方、我が国経済は2度の石油危機を乗り越え、良好なパフォーマンスを示している。すなわち、景気は83年第1四半期を底に回復に向かい、83年、84年を通じて拡大を続けており、また国内民間需要も順調に回復・拡大しつつある。

我が国の経常収支は80年の107億ドルの赤字から、原油価格の低落を要因として81年、82年はそれぞれ47億ドル、69億ドルの黒字に転じた。その後も米国をはじめとする先進諸国の景気回復等を反映して黒字幅は拡大を続け、83年には208億ドルに達した。なお、OECDの経済見通しによれば、84年には更に305億ドルに黒字が増加すると見込まれている(資料1)。

最近における我が国の貿易収支をみると、79年、80年にそれぞれ76億ドル、107億ドルの赤字を記録したものの、81年には省エネの進展による原油輸入の減少等を反映して87億ドルの黒字に転じ、83年には対米輸出の急増等により205億ドルと更に黒字幅は拡大した。これを相手国側別にみると、産油国に対する赤字が80年の380億ドルから83年には231

億ドルと着実に減少し、また開発途上国全体でも80年の252億ドルから83年の86億ドルへと減少した一方、先進国に対する黒字幅が83年、84年に入って急増している。次に対米貿易については、79年の59億ドルの黒字は83年には182億ドルとなり、84年には7月までに178億ドルと既に前年1年間の実績に近い黒字幅となっている。また対EC貿易については、79年には51億ドルの黒字であったものが、80年以降は100億ドル近い黒字を計上するに至っている（資料3）。

このような対日貿易赤字の拡大及び自国における失業率の高止まり、国内需要の低迷等を背景に、欧米先進諸国の我が国に対する風当たりは依然として強く、対日貿易不均衡の原因を我が国市場の閉鎖性や集中豪雨的輸出に求める傾向が見られる。その結果、これら欧米諸国が我が国に対し関税・非関税両面にわたる障壁の軽減・撤廃、その他対日市場アクセスの改善を訴える事態がここ数年来続いている。最近における欧米諸国との間の貿易摩擦の特徴は、過去の貿易摩擦が繊維や鉄鋼、カラーテレビ、自動車等の例にみられるように個々の商品を対象としたものであったのに対し、輸入手続面等での非関税障壁のみならず、投資、サービス、産業政策等を含めた幅広い分野を対象にしていることである。その意味で最近の対外摩擦は我が国の社会・経済の基本に係わる構造的な問題を内包しているものといえよう。

（資料1）主要国の主要経済指標

区 分	実質経済成長率（％）								失 業 率（％）							
	1979	1980	1981	1982	1983	1984	（見通し）		1979	1980	1981	1982	1983	1984	（見通し）	
							上半期	下半期							上半期	下半期
日 本	5.9	4.2	2.9	3.0	3.0	4.75	5.0	4.0	2.1	2.0	2.2	2.4	2.6	2.5	2.75	2.5
米 国	2.3	0.2	2.0	1.9	3.4	6.0	6.5	3.25	5.7	7.2	7.6	9.7	9.6	7.5	7.75	7.5
ド イ ツ	4.5	1.8	0.3	1.1	1.3	3.0	3.25	2.75	3.2	3.4	4.8	6.9	8.2	8.0	8.25	8.0
フランス	3.3	1.2	0.3	1.9	0.7	1.25	1.0	1.5	5.9	6.3	7.4	8.0	8.4	9.5	9.25	10.0
英 国	1.5	1.8	2.2	2.0	3.1	2.5	2.0	3.5	5.7	7.0	10.6	11.0	11.6	11.5	11.5	11.5
カ ナ ダ	2.8	0.0	3.0	4.4	3.0	4.5	3.75	3.5	7.4	7.5	7.6	11.0	11.9	11.25	11.5	11.25
イタリア	5.0	4.0	0.2	0.3	1.2	2.25	2.5	2.0	7.5	7.6	8.5	9.1	9.7	10.0	10.0	10.0
7カ国計	3.4	1.0	1.2	0.5	2.6	4.5	5.0	3.0	4.9	5.7	6.6	7.9	8.2	7.5	7.5	7.5
OECD計	3.3	1.2	1.2	0.3	2.4	4.25	4.5	3.0	5.1	6.2	7.2	8.4	8.9	8.5	8.5	8.5

区 分	個人消費デフレーター上昇率（％）								経営収支（億ドル）							
	1979	1980	1981	1982	1983	1984	（見通し）		1979	1980	1981	1982	1983	1984	（見通し）	
							上半期	下半期							上半期	下半期
日 本	3.1	7.1	4.5	2.9	1.5	2.25	2.5	2.25	88	107	47	69	208	305	297.5	310
米 国	8.9	10.2	8.3	5.8	3.9	4.0	3.5	5.25	7	37	65	112	408	862.5	802.5	922.5
ド イ ツ	3.9	5.4	5.9	5.3	3.0	3.0	2.75	3.0	53	164	76	35	39	57.5	50	65
フランス	10.9	13.5	13.3	10.8	9.6	7.5	7.5	6.25	12	74	75	121	40	20	25	12.5
英 国	12.2	16.0	10.7	8.3	5.4	5.0	5.0	5.25	35	75	162	95	31	25	27.5	20
カ ナ ダ	9.1	10.5	11.7	10.8	5.9	5.0	5.0	5.0	44	16	55	24	13	25	22.5	27.5
イタリア	14.8	20.4	19.0	16.7	14.9	10.5	11.0	8.25	52	96	80	55	5	7.5	10	5
7カ国計	8.1	10.6	9.0	6.6	4.7	4.5	4.25	4.75	162	346	11	64	151	447.5	440	515
OECD計	8.6	11.0	9.6	7.3	5.5	5.25	5.0	5.5	351	727	287	298	247	517.5	500	535

（注） フランス、英国、イタリアについては実質GDP成長率である。半期ベースの計数は、季調済、前期比、年率である。 半期ベースの計数は、季調済、前期比、年率である。 半期ベースの計数は、季調済、年率である。

（出所）OECD ECONOMIC OUTLOOK

これら欧米諸国からの対日市場開放要求は、米国については83年11月のレーガン大統領訪日以降、日米間協議（貿易委員会、高級事務レベル協議）の場で、またECについては、84年4月の「対日要請リスト」で端的に表明された。具体的には、米国の対日要請としては、

関心品目の関税引下げ

日本の金融・資本市場の開放（円・ドル問題）

専売公社改革

農産物（牛肉，かんきつ等）の輸入拡大

電々調達取り決めの延長

通信衛星調達及び付加価値通信サービス（VAN）の開放等

またECの対日要請としては，

製品輸入の拡大

政府調達の開放

関心品目の関税引下げ

投資，金融及びサービス活動の自由化

規格，検査及び認可手続の改善

流通機構の改善

不正商品に対する規制強化

等が表明された。

4. 我が国の対応

各国が貿易制限的措置を安易に導入し，保護貿易に傾くことは，短期的には国内生産者の利益となり得ても，長期的に見れば，国内における効率的な産業構造の実現を阻害し，低廉な外国製品の入手を困難にし，国民経済全体にとっての損失となる。更には，世界的な資源の効率的な再配分を妨げるとともに，報復的な措置の招来を通じて世界貿易が縮小傾向に陥り，ひいては世界経済全体の発展を損う恐れもある。

貿易に依存するところが大きい我が国が経済の安定的成長を達成するためには，世界経済の発展，とりわけ自由貿易を原則とする世界貿易の健全な発展が必要不可欠である。また，保護貿易主義的傾向を抑制し，自由貿易体制の維持・強化を図ることは，自由経済第2位の地位にある経済大国としての我が国に課せられた責務でもある。危機的状況の打開に向けて何らの措置も講ずることなく保護貿易主義への傾向を放置しておくことは，我が国経済のみならず，世界経済にとっても決して好ましいことではない。

このような観点から，政府は，貿易摩擦の解消を最重点課題の一つとして取り上げるとともに，自由貿易体制の維持・強化を図り，世界経済の再活性化を図るためには，我が国が率先して市場の一層の開放を行い，貿易の拡大均衡を通じて調和ある対外経済関係の形成をめざすことが有効との基本的姿勢で，現下の貿易摩擦問題に臨んでいる。具体的には，81年12月以来，累次の対外経済対策を決定し，関税率の引下げ，輸入制限の緩和，輸入手続の改善等を着実に実施してきているところである（資料4）。

(1) 総合経済対策（83年10月）

3. で述べたように我が国の経常収支黒字幅は83年に入って，当初見込みの約100億ドルを大幅に上回るペースで拡大し，これが依然10%前後の高水準の失業等に悩む欧米諸国からの批判の対象になることが年央から懸念され始めた。

このような情勢を踏まえて，6月28日の貿易会議，7月26日の閣議においては中曽根総理から黒字減らし，輸入拡大について指示があり，その後各省庁間で検討を重ねた結果，10月21日の経済対策閣僚会議において「総合経済対策」が決定された（資料5）。

(2) 対外経済対策（84年4月）

(1)の総合経済対策の実施にもかかわらず、我が国の経常収支は依然として大幅な黒字を続け、特に対米貿易においては米国の急速な景気回復、ドル高を背景に83年には史上最高の黒字を記録した（83年は182億ドル）。このため、米国政府は昨年秋のレーガン訪日のフォローアップとして、ブッシュ副大統領を中心に貿易不均衡是正のため、我が国に対し一層の市場開放等を要請した。具体的には、農産物輸入枠の拡大、関税の一層の引下げ、VAN（付加価値通信網）や通信衛星等の先端技術分野における我が国の市場開放、更には我が国の金融・資本市場の自由化及び円の国際化、投資、エネルギーといった分野について大きな関心を示した。

このような諸情勢を踏まえ、累次の閣議及び関係閣僚会議が開催され、各省庁において鋭意検討、調整が進められた結果、4月27日の経済対策閣僚会議において対外経済対策の決定をみた（資料6）。

（資料2）最近における保護主義的動きの具体的事例

区分	項目	国	時期	内容
保護主義的措置	オートバイの関税引き上げ	米	1983年4月	米国政府は、700CC超の輸入オートバイに関し、83年度より5年間の関税引き上げ、かつ国別割当制を導入した。（84年度は2年目に当たり、4.2%から39.2%への関税引き上げ。）
	特殊鋼の関税引き上げ	米	1983年7月	米国政府は特殊鋼に関し、83年7月より4年間の関税引上げ、又は数量割当を導入。（84年7月より2年目に入り、8.0～11.5%から15.5～19.5%への関税引上げ。）
	DADの関税引き上げ	EC	1984年1月	ECは、オープンリールテープレコーダーの関税引下げを代償にDADについて9.5%から19.0%への予防的関税引上げ措置を一方的に実施した。
	仏のクォーツ時計輸入制限	EC	1984年4月	ECは、仏が、デジタルクォーツの時計のEC域外からの輸入につき数量制限措置をとることを承認した。輸入制限期間は84～86年の3年間
保護主義的動き	貿易救済法案	米	1984年7月 （下院通過）	貿易救済措置の発動を容易化するため、アンチ・ダンピング法及び相殺関税法に係る調査手続等の改正を図るもの。
	ローカルコンテンツ法案	米	1983年11月 （下院通過）	米国市場で販売される自動車の数量に応じて義務国産化率を設け、米国労働者による自動車生産の促進を目的とする法案。
	普通鋼に係る輸入救済勧告	米	1984年7月	米国際貿易委員会は、普通鋼に関し、関税割当、数量割当、関税引上げを内容とする輸入救済勧告案を決定。現在大統領の最終決定待ちにある。
	仏政府による関税引き上げ等の提案	EC	1983年9月	先端技術産業育成の為、EC関税の大幅かつ一時的な引上げを行うこと等を内容とするもので、1983年9月仏政府がEC理事会に対して提案した。

(資料3) 我が国の貿易動向

地域別

(単位 百万ドル、%)

相手地域		81 年		82 年		83 年			84 年 1～7 月（ P ）	
						同年 1～7 月				
		金 額	伸 び 率	金 額	伸 び 率	金 額	伸 び 率	金 額	金 額	伸 び 率
世 界	輸 出	152,030	17.1	138,831	8.7	146,927	5.8	82,026	97,324	18.7
	輸 入	143,290	2.0	131,931	7.9	126,393	4.2	71,654	80,590	12.5
	バランス	8,740	-	6,900	-	20,534	-	10,372	16,734	-
先 進 国	輸 出	73,668	20.4	67,995	7.7	76,563	12.6	41,730	54,769	31.2
	輸 入	51,336	4.5	48,428	5.7	49,325	1.9	27,867	32,058	15.0
	バランス	22,332	-	19,567	-	27,238	-	13,863	22,711	-
米 国	輸 出	38,609	23.1	36,330	5.9	42,829	17.9	22,627	33,519	48.1
	輸 入	25,297	3.6	24,179	4.4	24,647	1.9	13,983	15,739	12.6
	バランス	13,312	-	12,151	-	18,182	-	8,644	17,780	-
E C	輸 出	18,894	9.9	17,064	9.7	18,523	8.6	10,562	11,268	6.7
	輸 入	8,552	8.6	7,560	11.6	8,120	7.4	4,562	5,428	19.0
	バランス	10,342	-	9,504	-	10,403	-	6,000	5,840	-
L D C	輸 出	68,848	15.7	62,435	9.3	61,435	1.6	35,233	37,092	5.3
	輸 入	84,223	0.6	76,069	9.7	70,060	7.9	39,870	43,806	9.9
	バランス	15,375	-	13,634	-	8,625	-	4,637	6,714	-
O P E C	輸 出	22,885	23.8	21,816	4.7	19,078	12.6	11,402	9,838	13.7
	輸 入	55,043	2.6	48,610	11.7	42,177	13.2	24,187	24,957	3.2
	バランス	32,158	-	26,794	-	23,099	-	12,785	15,119	-
A S E A N	輸 出	15,194	16.6	14,846	2.3	15,021	1.2	8,532	8,229	3.6
	輸 入	20,968	1.2	19,458	7.2	17,356	10.8	9,802	11,851	20.9
	バランス	5,774	-	4,612	-	2,335	-	1,270	3,622	-
共産圏	輸 出	9,514	3.9	8,401	11.7	8,930	6.3	5,063	5,463	7.9
	輸 入	7,724	15.8	7,430	3.8	7,004	5.7	3,914	4,724	20.7
	バランス	1,790	-	971	-	1,926	-	1,149	739	-

(注) 1. ECの56年以後についてはギリシアを含む。(56.1.1加盟)

2. () 内の数字は、ギリシアを含めたもの。

5. 今 後 の 展 望

累次の対外経済対策によって、我が国の市場は先進国の中でも遜色のない程開放されたものとなっており、事実、84年4月の対外経済対策は保護主義ロールバックの具体策を討議した同時期のOECD新執行委員会でも高い評価を受けた。こうした我が国の努力、世界経済の回復等の要因により、諸外国との貿易摩擦は一応小康状態を得たかの感がある。

しかしながら、例えば米国については米国の景気拡大に伴い、84年も対米貿易収支黒字幅が更に拡大することが予想されることといった基本的状況がある。また、開発途上国、ASEANをはじめとするアジア諸国においては、我が国のこれまでの市場開放策が欧米を念頭にいたものであり、途上国に何ら恩恵をもたらすものではないとの不満が高まっている。（例えば、84年7月末に開催された日・タイ貿易合同委員会においては、個別品目に対する市場開放要求とともに、このような不満が表明された。）

従って、貿易摩擦問題の今後の展開には必ずしも予断を許さないものがあり、今後ともグローバルな視野で諸情勢を注意深く見守っていく必要があろう。

（資料4）最近の対外経済対策

81年 12月16日	対外経済対策
82年 1月30日	輸入検査手続等の改善
5月28日	市場開放対策
83年 1月13日	当面の対外経済対策の推進について
3月26日	基準・認証制度の改善について
10月21日	総合経済対策
84年 4月27日	対外経済対策

（資料5）総合経済対策の概要

1. 内需拡大による景気振興（略）

2. 市場開放

（1）関税率の引下げ

関税率については、累次の市場開放対策において関税の撤廃又は引下げを行ってきたところであり、関税水準が諸外国に比べ低い状況にあるが、今般、更に、別紙の品目につき昭和59年度から関税の撤廃又は引下げを行うこととし、所要の手続を進める。

主要先進諸国における自主的な関税引下げの実施を期待し、東京ラウンド合意に則った関税引下げの繰上げ措置を、農林水産品を除き、鉱工業品につき昭和59年度から実施する。実施内容については、主要先進諸国における関税引下げの実施状況を勘案して決定する。

特惠関税についても、昭和59年度から鉱工業品に関するシーリング総枠を今年度に比べ約5割拡大する等の制度改正を行うこととし、所要の手続を進める。

（2）輸入制限の緩和

諸外国との協議の結果等を踏まえ、所要の措置を講ずる。

（3）基準・認証制度改善の確実な実施

基準・認証制度の改善については、前通常国会において成立した改正法を8月1日に施行したところであり、今後は、今回の法改正による改善措置の確実な実施を図るとともに、規格・基準作成過程における透明性の確保、規格・基準の国際化の推進等の法改正以外の改善措置についてもこれが確実に実施されるようフォローアップしていくこととする。

（4）市場開放問題苦情処理推進本部（O.T.O.）の活動の強力な推進

O.T.O.の活動は、輸入検査手続をはじめ、我が国市場への参入の障害の解消に大きな役割を果たしており、今後とも、関係省庁及び関係機関における活動の強力な推進を図るとともに、O.T.O. 諮問会議の積極的活用、対外的なPR

活動の強化等を図る。

3. 輸入促進

(1) 日本輸出入銀行の融資による輸入の促進等

日本輸出入銀行において、製品の輸入に必要な低利の資金の貸付けを行うとともに、輸入金融の円滑化のための制度の整備を行う。

輸入品の販売促進体制の整備に必要な資金の貸付けについては、その必要性を判断の上対処する。

(2) 円による短期輸入金融の円滑化

円相場等の動向に配慮しつつ、円による短期輸入金融の円滑化を図る。

(3) 日本貿易振興会（JETRO）の輸入促進機能の強化日本貿易振興会について、輸入促進機能の強化を図る。

(4) 政府等による輸入品調達の促進

国及び政府関係機関の物品の調達については、政府調達協定の趣旨に沿って、引き続き内外無差別の確保を図るとの観点から、同協定の趣旨の一層の徹底（競争入札手続による調達の推進、資格審査の円滑化）を図るとともに、地方公共団体に対し同協定の趣旨にのっとり注意を喚起する。

(5) 輸入品流通機構の改善

貿易会議製品輸入対策会議の提言等を勘案しつつ、我が国の流通機構に関する情報を外国の事業者を提供するとともに、輸入品の流通機構を改善するための有効な対策について積極的に取り組む。

(6) その他

輸入促進のための基盤整備等の観点から、次の措置を積極的に推進する。

輸入促進のための諸行事を行う製品輸入促進月間の創設

対日市場アクセス促進ミッション派遣

（社）日本貿易会の輸入促進懇談会の活用

（財）製品輸入促進協会の活用

輸出企業の輸入促進努力の勧奨

輸入たばこの流通の改善

4. 資本流入の促進（略）

5. 円による国際取引の促進及び金融・資本市場等の環境整備（略）

6. 国際協力等の推進（略）

（資料6）対外経済対策の概要

1. 市場の開放及び輸入の促進

(1) 関税率の引下げ

個別品目の関税率の撤廃又は引下げ

我が国の関税水準は、既に諸外国に比べ低い状況にあるが、今般、更に、別表の品目につき昭和60年度から関税の撤廃又は引下げを行うこととし、所要の手続を進める。また、ワイン及び紙製品については、昭和60年度から関税を引き下げる方向で、できるだけ早期にその具体的内容を確定できるよう努める。

東京ラウンド合意に則った関税引下げの繰上げ措置

東京ラウンド合意に則った関税引下げ措置につき、主要先進諸国における繰上げ措置の実施状況を勘案して、昭和60年度から、鉱工業品については2年、農林水産品については1年繰上げて実施することとし、所要の手続きを進める。

民間航空機貿易に関する協定に基づく免税の対象品目の追加・拡大

民間航空機貿易に関する協定附属書の改正を受諾することにより免税の対象となる品目が追加・拡大されるよう所

要の手続きを進める。

(2) 輸入制限の緩和

関係国との協議の結果を踏まえ、次の措置を実施する。

イ．牛 肉

高級牛肉の輸入数量を昭和59年度から62年度までの4年間に27,600トン増加する。

ロ．オレンジ

オレンジの輸入割当数量を昭和59年度から62年度までの間、毎年度11,000トンずつ増加する。

ハ．オレンジジュース

オレンジジュースの輸入割当数量を昭和59年度から62年度までの間、毎年度500トンずつ増加する。

ニ．グレープフルーツジュース

グレープフルーツジュースについては、昭和59年度及び60年度の2年間国内需要に即した輸入割当てを行い、その後輸入割当制度を撤廃する。

その他次の通り輸入制限の緩和を行う。

イ．輸入の自由化

- () 豚肉調整品(牛肉を含まないもの)(昭和60年度実施)
(豚肉単味調製品には差額関税制度を適用する)
- () ハイテストモラセス及びその他の砂糖(昭和59年度中実施)
- () フルーツピューレ・ペースト(かんきつ類(レモン・ライムを除く)、パイナップル、桃、りんご及びぶどうのもの以外のもの)(昭和59年度中実施)
- () フルーツパルプ(かんきつ類(レモン・ライムを除く)、パイナップル、桃、りんご及びぶどうのもの以外のもの)(昭和59年度中実施)
- () プルーン、チェリー、アプリコット及びベリー(ブルーベリー及びストロベリーを除く)の果汁並びにトロピカルジュース(パイナップルジュースを除く)(昭和59年度中実施)
- () その他の加糖調製食料品のうち次のaからd以外のもの(昭和59年度中実施)
 - a. アイスクリームミックス及び育児用調製粉乳その他のミルクを主成分とする調製食料品
 - b. 海藻の調製食料品(あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、こんぶ属又はとろろこんぶ属のものに限る)
 - c. もち、米飯、米菓生地、みじん粉、寒梅紛、ビタミン強化米その他これらに類する米、小麦、大麦又ははだか麦の調製食料品
 - d. 砂糖の重量割合が50%以上のその他の調製食料品

ロ．輸入割当数量の拡大等

- () 雑 豆
昭和59年度及び60年度毎年最低輸入割当数量 5,500万ドル又は12万トン
- () 落花生
昭和59年度及び60年度毎年最低輸入割当数量 約5.5万トン
昭和60年度 約6万トン
- () コンビーフ(気密容器入り)
昭和59年度 50%増
- () フルーツピューレ・ペースト 非自由化部分昭和59年度 2,000トン
- () フルーツパルプ 非自由化部分昭和59年度 2,000トン

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| () パイナップル調整品 | 昭和59年度及び昭和60年度毎年90万ケース |
| () 非かんきつ果汁 | ぶどう果汁昭和59年度及び60年度毎年最低輸入割当数量3,500トン |
| | りんご果汁昭和59年度及び60年度毎年最低輸入割当数量1,000トン |
| | その他の非自由化部分(パイナップル果汁を除く)昭和59年度1,000トン |
| () トマトジュース | 昭和60年度までに5,000キロリットル |
| () トマトケチャップ・ソース | 昭和60年度までに5,000トン |

(3) 製造たばこの輸入自由化及び流通の改善第101回国会に提出中のたばこ事業法案等の専売改革関連法案においては、たばこの専売制を廃止するとともに、製造たばこの輸入及び流通につき、次の措置を講ずることとしている。

輸入の自由化

製造たばこの輸入業及び卸売業を自由化する。

流通の改善

イ．小売店に対する激変緩和の観点から、全国一律小売定価制は当分の間維持するが流通経費等は業者の自由となり、輸入業者は、輸入たばこの価格政策を自由に展開することが可能となる。

ロ．輸入業者は、小売店の中から自由に取引先を選択することができることとなる。

なお、専売改革関連法律の施行前においても、輸入たばこの取扱店の拡大等流通の改善に努める。

(4) 基準・認証制度の改善

外国検査機関の積極的活用

次の法律の認証制度に係る検査において、外国事業者が我が国の認証を一層容易に取得し得るようにするため、検査能力等に関し一定の要件を満たす外国検査機関の検査データを受け入れることとし、昭和59年中に検査能力等の要件、受入れ方式等について当該認証制度に即した明確なガイドラインを作成、公表する。

消費生活用製品安全法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

法律

計量法

電気用品取締法

ガス事業法

(以上の法律について、それぞれ、外国検査機関の検査データの活用に関する実施要領を公表したところである。)

高圧ガス取締法(高圧ガス容器に係る検査については、検査データを受け入れる外国検査機関について指針を作成した。)

工業標準化法(JIS表示承認後の工場検査について、外国検査機関を承認するための指針を作成した。)

農業機械化促進法(外国政府の指名した検査機関がOECDテストコードに従い実施した検査データについて、OECDが承認した場合受け入れる旨公表した。)

家畜改良増殖法(家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の譲渡等に必要な証明書を発行する外国の政府機関に準ずる者について要件を公表した。)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

船舶安全法

道路運送車両法

公衆電気通信法（電気通信事業法案が成立し、施行に移された場合も措置する。）

電波法

食品衛生法（輸入食品等に係る検査データの受入れを認め得る外国の公的検査機関について要件を公表した。）

労働安全衛生法

消防法

外国検査データの受入れ、規格・基準の国際化

イ．化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質の審査に係る試験について、GLP制度（適正試験施設規範制度）を導入したところであり、その英文の説明書を早急に作成、公表する。

また、農薬取締法に基づく農薬の毒性試験について、昭和59年度中にGLP制度（毒性試験の適正実施に関する基準）を導入する。

ロ．薬事法に基づく医薬品、医療用具の承認に係る審査における外国の臨床試験データの受入れについて、人種差等の問題に関する諸外国との協議を含め専門的見地から更に検討を行い、昭和59年度中に中間報告を公表する。

ハ．電気用品取締法について、型式認可に係る検査に関し、国際電気機器適合証明委員会（CEE）外国検査データ相互受入れ制度（CB制度）へ加盟したところである。

また、欧州電気標準化委員会（CENELEC）が国際電気標準会議（IEC）規格への整合化を図る品目について、我が国の技術基準のIEC規格に対する整合化を進める。

さらに、IEC規格への整合を図った技術基準につき、使用電圧差等に起因するIEC規格との差異等を取り扱った英文の説明書を早急に作成、公表する。

認証手続の簡素化・迅速化

イ．輸入自動車の少数台数取扱制度の適用を受ける台数の上限を300台から500台に引き上げる。

ロ．薬事法に基づく新医薬品の承認について、長期安定性試験が完了していない場合でも、その中間結果に加速安定性試験データが添付されていれば審査を開始し、審査開始後に完結した長期安定性試験データを提出することを早急に可能とする。

(5) 製品輸入の促進

特定外国製品市場浸透促進プログラムの実施

内外の官民合同の下で、我が国への輸出を希望する特定の外国製品の日本市場における販売拡大戦略等を調査するとともに、その普及支援等を行う特定外国製品市場浸透促進プログラムを実施する。

外国製品展示会への支援等

ドイツ博'84、フランス展、オランダ紹介事業等を支援するとともに、名古屋輸入博を始め地方公共団体等が行う外国製品展示会に対し、日本貿易振興会（JETRO）の活用等により支援を行う。

また、昭和59年10月を第2回製品輸入促進月間とし、諸行事に積極的に取り組むとともに、日本貿易振興会（JETRO）及び（財）製品輸入促進協会（MIPRO）による製品輸入促進事業の外国への普及啓蒙を強化する。

2. 先端技術分野における市場開放等（略）

(1) 通信衛星等

(2) 電気通信事業

(3) ソフトウェア保護

3. 金融・資本市場の自由化及び円の国際化の促進（略）

4. 投資交流の促進（略）

5. エネルギー（略）

6. 外国弁護士の国内活動（略）

（関税局国際第二課）

別 表

税 番	品 名
（一 般 税 率）	
02.01-1ex	牛の臓器及び舌
02.01-2ex	豚肉（枝肉）（はく皮したもの）
02.01-2ex	豚肉（枝肉）（はく皮していないもの）
02.01-2ex	豚肉（その他のもの）
04.02-3ex	脱塩ホエイパウダー（育児用調整粉乳原料）
05.07-2	羽毛等（フェザーミール以外のもの）
08.05-4ex	ピスタチオナット・ペカン（生鮮，乾燥）
08.12ex	乾燥ベリー
15.07-2(2)	落花生油（酸価 0.6 以下のもの）
15.07-4(2)	ひまわり油（酸価 0.6 以下のもの）
16.02-2(2)ex	肉の調整品（牛・豚のもの以外のもの）
20.02-2(1)	トマトピューレ，トマトペースト
20.03ex	冷凍ベリー（加糖）
20.06-1(2)ex	桃（パルプ状のもの）（無糖）（アルコールを含有するもの）
20.06-1(2)ex	ベリー・プルーン調整品（パルプ状以外のもの）（加糖）
20.06-2(2)ex	プルーン調整品（パルプ状以外のもの）（無糖）
20.07-2(1)ex	トマトジュース（加糖）
20.07-2(2)ex	トマトジュース（無糖）
20.07-2(2)ex	混合野菜ジュース（無糖）（気密容器入りのもの）
20.07-2(2)ex	その他の野菜ジュース（無糖）（気密容器入りのもの）
21.04-1(1)ex	トマトケチャップ
21.07-2(1)ex	ピーナツバター（加糖）
21.07-2(1)ex	スイートコーンの調整品（加糖）
21.07-2(1)ex	調整食料品（加糖，その他のもの）（砂糖の重量割合 50 % 以上のものを除く。）
21.07-2(2)B(b)ex	ピーナツバター（無糖）
21.07-2(2)B(b)ex	スイートコーンの調製品（無糖）
21.07-2(2)B(b)ex	植物性たんぱく
23.07-2ex	ペットフード（小箱・小袋入りの一般のもの）
29.13-1(6)ex	しょう腦（融点が 175 度以上）
35.02-1	卵白

35.04-3	たんぱく質系物質
37.01-1	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(エックス線用のもの)
37.01-2(2)	感光性の写真プレート及び平面状写真フィルム(カラープレート,カラーフィルム以外のもの)
37.02-1(2)ex	映画用ロール状白黒フィルム(エックス線用のもの以外のもの)
37.02-2(3)	映画用以外のロール状白黒フィルム(エックス線用のもの以外のもの)
37.03-1	カラー印画紙
38.19-5(3)ex	触媒(鉄触媒等以外のもの)(自動車用のもの)
40.11-1ex	自動車用の空気タイヤ及び空気タイヤケース(中古のもの)
40.11-1ex	自動車用のインナーチューブ等
43.01-2ex	ミンクの毛皮(なめしていないもの)
56.01-1ex	人造繊維の短繊維(合成繊維又はアセテート繊維の重量が50%超のもののうち,ナイロン繊維,ポリアクリロニトリル繊維等の重量が50%超以外のもの)
61.05-1	ハンカチ(亜麻製,ラミー製のもの)
65.01	帽体等(フェルト製のもの)
65.02	帽体(組んだもの等)
71.02-2(1)A	ダイヤモンド(機械用又は工業用のもの)(伸線用にあなけ加工したもの)
71.03-2ex	合成又は再生の貴石及び半貴石(機械用又は工業用のもの以外のもの)(合成ダイヤモンド及び水晶のもの以外のもの)
71.12ex	身辺用細貨類及びその部分品(銀製又は白金族の金属製のもの等)
71.12ex	身辺用細貨類及びその部分品(金を用いたもので金の部分の価格が全価格の80%未満のもの)
71.12ex	身辺用細貨類及びその部分品(その他のもの)
71.13ex	細工品及びその部分品(金を用いたもので金の部分の価格が全価格の80%未満のもの等)(ナイフ等以外のもの)
71.13ex	細工品及びその部分品(その他のもの)
71.15-2ex	真珠,貴石,半貴石の製品(身辺用細貨類及びその部分品)
71.15-2ex	真珠,貴石,半貴石の製品(その他のもの)
77.01-1	マグネシウムの塊
84.23-2ex	エキスカベーターの部分品
84.23-2ex	しゅんせつ機の部分品
84.23-3ex	その他の掘削機等の部分品
84.25ex	ヘイベラー
84.61	コック,弁等
87.06-2ex	無限軌道式トラクターの部分品
90.17ex	歯科用機器並びにその部分品等
90.28-2ex	電子式自動寸法測定機,電子式動力試験機等
(特恵税率)	
16.02-2(2)ex	肉の調整品(牛・豚のもの以外のもの)

20.07-2(2)ex	混合野菜ジュース（無糖）（気密容器入りのもの）
20.07-2(2)ex	その他の野菜ジュース（無糖）（気密容器入りのもの）
21.07-2(1)ex	ピーナツバター（加糖）
21.07-2(2)B(b)ex	ピーナツバター（無糖）
（付 記）紙製品の範囲	
48.01-2(3)ex	クラフト紙及びクラフトライナー（30g/m ² 超,300g/m ² 以下のもの）
48.01-2(4)ex	白板紙、クラフトライナー及びクラフト板紙（300g/m ² 超のもの）
48.07-2(9)ex	人造樹脂等を塗布し又は染み込ませた紙及び板紙等